

# 目 次

## 利用者のために

### 第1部 調査結果の概要（事業所規模5人以上）

#### 1 賃金の動き

- (1) 賃金
- (2) 産業別賃金
- (3) 賞与(事業所規模30人以上)

#### 2 労働時間の動き

- (1) 労働時間
- (2) 産業別労働時間

#### 3 雇用の動き

- (1) 雇用
- (2) 産業別雇用
- (3) 産業別常用労働者の異動状況

#### 4 全国における静岡県の位置

- (1) 現金給与総額
- (2) 定期給与
- (3) 総実労働時間
- (4) 常用労働者数
- (5) 都道府県別の賃金・労働時間・雇用の状況

## 第2部 統計表

### 指数表

- 第1表 産業大分類別名目賃金指数(現金給与総額、規模5人以上)
- 第2表 産業大分類別名目賃金指数(現金給与総額、規模30人以上)
- 第3表 産業大分類別実質賃金指数(現金給与総額、規模5人以上)
- 第4表 産業大分類別実質賃金指数(現金給与総額、規模30人以上)
- 第5表 産業大分類別名目賃金指数(定期給与、規模5人以上)
- 第6表 産業大分類別名目賃金指数(定期給与、規模30人以上)
- 第7表 産業大分類別実質賃金指数(定期給与、規模5人以上)
- 第8表 産業大分類別実質賃金指数(定期給与、規模30人以上)
- 第9表 産業大分類別名目賃金指数(所定内給与、規模5人以上)
- 第10表 産業大分類別名目賃金指数(所定内給与、規模30人以上)
- 第11表 産業大分類別労働時間指数(総実労働時間、規模5人以上)
- 第12表 産業大分類別労働時間指数(総実労働時間、規模30人以上)
- 第13表 産業大分類別労働時間指数(所定内労働時間、規模5人以上)
- 第14表 産業大分類別労働時間指数(所定内労働時間、規模30人以上)
- 第15表 産業大分類別労働時間指数(所定外労働時間、規模5人以上)
- 第16表 産業大分類別労働時間指数(所定外労働時間、規模30人以上)
- 第17表 産業大分類別常用雇用指数(規模5人以上)
- 第18表 産業大分類別常用雇用指数(規模30人以上)

## 実数表

### 賃 金

- 第 19 表 産業大中分類及び性別常用労働者1人平均月間現金給与額(規模 5 人以上)
- 第 20 表 産業大中分類及び性別常用労働者1人平均月間現金給与額(規模 30 人以上)
- 第 21 表 産業大中分類及び就業形態別常用労働者1人平均月間現金給与額(規模 5 人以上)
- 第 22 表 産業大中分類及び就業形態別常用労働者1人平均月間現金給与額(規模 30 人以上)
- 第 23 表 産業大中分類及び事業所規模別常用労働者 1 人平均月間現金給与額  
(規模 500 人以上、100～499 人、30～99 人、5～29 人)
- 第 24 表 産業大中分類及び事業所規模別 1 人平均夏季賞与及び年末賞与  
(規模 30 人以上、500 人以上、100～499 人、30～99 人)

### 労 働 時 間

- 第 25 表 産業大中分類及び性別常用労働者1人平均月間出勤日数及び実労働時間数  
(規模 5 人以上)
- 第 26 表 産業大中分類及び性別常用労働者1人平均月間出勤日数及び実労働時間数  
(規模 30 人以上)
- 第 27 表 産業大中分類及び就業形態別常用労働者 1 人平均月間出勤日数及び実労働時間数  
(規模 5 人以上)
- 第 28 表 産業大中分類及び就業形態別常用労働者 1 人平均月間出勤日数及び実労働時間数  
(規模 30 人以上)
- 第 29 表 産業大中分類及び事業所規模別常用労働者 1 人平均月間出勤日数及び実労働時間数  
(規模 500 人以上、100～499 人、30～99 人、5～29 人)

### 雇 用

- 第 30 表 産業大中分類及び性別・就業形態別推計常用労働者数  
及びパートタイム労働者比率(規模 5 人以上)
- 第 31 表 産業大中分類及び性別・就業形態別推計常用労働者数  
及びパートタイム労働者比率(規模 30 人以上)
- 第 32 表 産業大分類別月間入職率、離職率(規模 5 人以上)
- 第 33 表 産業大分類別月間入職率、離職率(規模 30 人以上)

### 特別調査の結果

- 第 34 表 産業大中分類及び性別推計常用労働者数、月間出勤日数、通常日の実労働時間数及び  
月間きまって支給する現金給与額、年間特別に支払われた現金給与額(規模 1～4 人)

### 参 考

- 第 35 表 全国の結果(平成 24 年平均)

# 利用者のために

## 1 調査の目的

この調査は統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項に規定する基幹統計であり、賃金、労働時間及び雇用について、静岡県における変動を毎月明らかにすることを目的としている。

## 2 調査の対象

日本標準産業分類(平成19年11月改定)に定める、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業(他に分類されないもの)に属し、常時5人以上の常用労働者を雇用する県内全事業所のうち、厚生労働省が指定した約1,100事業所を対象としている。

## 3 調査の方法

調査事業所は、平成21年経済センサス基礎調査の結果に基づく事業所リストを母集団として、これを産業及び規模別に層化して無作為抽出する。

常用労働者30人以上規模の事業所(以下「第一種事業所」という。)については郵送調査で行い、常用労働者5~29人規模の事業所(以下「第二種事業所」という。)については、統計調査員による実地調査で調査を行う。また、「毎月勤労統計調査オンラインシステム」によるオンライン方式での調査も可能である。

## 4 調査事項の説明

### (1) 現金給与額

現金給与額とは、賃金、給与、手当、賞与その他名称を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費等を差し引く以前の金額のことである。退職を事由に支払われる退職金は含まれない。

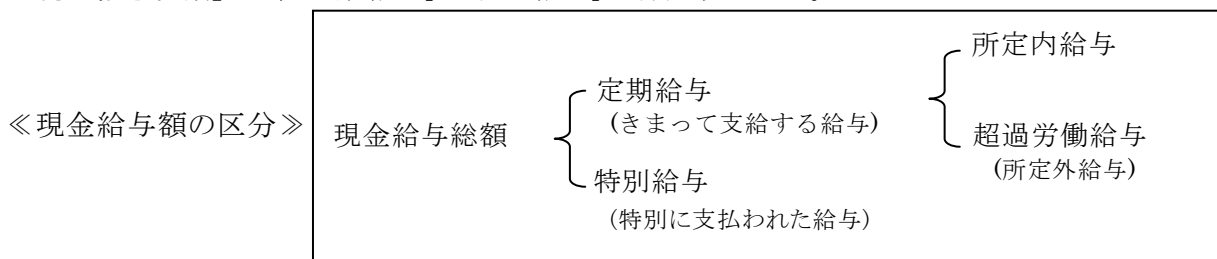
「きまって支給する給与(以下「定期給与」という。)」とは、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与で、いわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。

「所定内給与」とは、「定期給与」のうち所定外給与以外のものをいう。

「所定外給与(超過労働給与)」とは、所定の労働時間を超える労働、休日労働、深夜労働等に対して支給される給与のことである。

「特別に支払われた給与(以下「特別給与」という。)」とは、あらかじめ定められた労働協約、就業規則等によらないで一時的又は突発的理由に基づいて支払われる給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給要件が定められているもので、賞与及び期末手当、3か月を超える期間で算定される手当、支給事由の発生が不確定なもの、ベースアップ等が行われた場合の差額追給等である。

「現金給与総額」とは、「定期給与」と「特別給与」の合計額である。



## (2) 実労働時間

調査期間中に労働者が実際に労働した時間のことである。休憩時間は除かれるが、鉱業の坑内作業者の休憩時間や運輸関係労働者等の手待ち時間は含める。なお、本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

「**所定内労働時間**」とは、労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間のことである。

「**所定外労働時間**」とは、早出、残業、臨時の呼び出し、休日出勤等の実労働時間のことである。

「**総実労働時間**」とは、「所定内労働時間」と「所定外労働時間」の合計である。

## (3) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。事業所に出勤しない日は、有給であっても出勤日数には含めないが、1日のうち1時間でも就業すれば、1出勤日とする。

## (4) 常用労働者

次のいずれかに該当する労働者のことである。

- ① 期間を定めず、又は1ヶ月を超える期間を定めて雇われている者。
- ② 日々又は1ヶ月以内の期間を定めて雇われている者のうち、調査期間の前2ヶ月にそれぞれ18日以上、雇われた者。

なお、重役、理事などの役員でも、常時勤務して一般の労働者と同じ給与規則で毎月給与の支払を受けている者及び事業主の家族でも、常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者は常用労働者に含める。

「**パートタイム労働者**」とは、常用労働者のうち、次のいずれかに該当する労働者のことである。

- ① 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。
- ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで、1週の所定労働日数が一般の労働者より短い者。

「**一般労働者**」とは、常用労働者のうち、パートタイム労働者でない者のことをいう。

## (5) パートタイム労働者比率

調査期間末の全常用労働者に占めるパートタイム労働者の割合を、百分率化したものである。

## (6) 労働異動率

雇用の流動状況を示す指標としての労働異動率は、以下の式による。

$$\text{入(離)職率} = \frac{\text{月間の増加(減少)労働者数}}{\text{前月末労働者数}} \times 100$$

なお、この入(離)職率は、単に新規の入(離)職者のみならず、同一企業内の転勤者が含まれている。

## 5 結果の算定方法

この調査結果の数値は、調査対象事業所からの報告を基にして、本県の事業所規模5人以上のすべての事業所に対応するよう復元して算定したものである。

### (1) 産業・規模別の各種平均値の推計方法

産業・規模別の1人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数は、調査事業所の現金給与額の支払総額、延べ実労働時間数、延べ出勤日数のおのおの合計を、前月末労働者の合計と本月末労働者の合計との平均で除して求める。

$$\bar{a} = \frac{a}{\frac{1}{2}(e_0 + e_1)}$$

$\bar{a}$  : 各種平均値  
 $a$  : 各種調査数値の合計  
 $e_0, e_1$  : 当月分調査における前月末及び本月末調査労働者数

### (2) 産業計及び規模計の各種平均値の推計方法

産業計及び規模計の各種平均値は、産業・規模別の調査事業所の現金給与総額、延べ実労働時間数及び延べ出勤日数の各合計値(上記(1)の  $a$ )に、推計比率((2)の  $r$ )を乗じ、産業又は規模について合計した値を、同様にして計算した前月末推計労働者数と本月末推計労働者数との平均で除して求める。

$$\bar{a} = \frac{\sum a \cdot r}{\frac{1}{2}(\sum e_0 \cdot r + \sum e_1 \cdot r)}$$

$\bar{a}$  : 各種平均値  
 $r$  : 推計比率  $\left( = \frac{E}{e_0} \right)$   
 $E$  : 前月分調査における推計常用労働者数  
 $e_0, e_1$  : 当月分調査における前月末及び本月末調査労働者数

### (3) 性別及び就業形態別の各種平均値の推計方法

(1)及び(2)と同様である。ただし、推計比率は性別又は就業形態別に定めがないため、同一産業、同一規模の男女計の推計比率を用いる。

### (4) 推計労働者数

産業・規模別、産業計及び規模計とも調査労働者数に推計比率を乗じて求める。

産業・規模別の前月末推計労働者数  $\cdots e_0 \cdot r$

〃 本月末推計労働者数  $\cdots e_1 \cdot r$

産業計及び規模計の前月末推計労働者数  $\cdots \sum e_0 \cdot r$

〃 本月末推計労働者数  $\cdots \sum e_1 \cdot r$

### (5) 産業及び規模区分

上記(1)から(4)における産業別とは、産業大分類並びに一部の産業中分類のことであり、規模別とは、事業所規模 500人以上、100～499人、30～99人及び5～29人による区分のことである。

また、産業計とは、「調査産業計」のことであり、規模計とは、「事業所規模5人以上規模計」又は「事業所規模30人以上規模計」のことである。

### (6) 賞与支給額

賞与支給額は、賞与を支給した事業所規模30人以上の事業所(第一種事業所)における、常用労働者1人平均支給額として、上記(1)と同様の方法で算出する。夏季賞与は6月、7月及び8月に支給

されたものを対象に、年末賞与は11月、12月及び翌年1月に支給されたものを対象とする。

支給率は、賞与を支給した各事業所における賞与支給額の所定内給与に対する割合を単純平均したものである。

事業所規模5～29人の事業所(第二種事業所)に係る調査においては、7月及び1月に調査区の3分の1を入れ替えるため、年間を通じて賞与集計の対象となるのは残りの3分の2の調査区の実業所となる。そのため地方調査では、事業所規模5～29人の賞与集計は行わない。

## 6 利用上の注意

### (1) 調査結果から作成される指数

調査結果から、賃金指数、労働時間指数及び常用雇用指数を作成しているが、これらは調査結果の数値を比例数化するという意義を持っている。

また、約3年ごとに行われる調査事業所の抽出替え(後述)では、新旧両調査結果のギャップを修正することにより、長期的な時系列比較を可能にしている。

#### ※指数の算出方法

$$\text{指数(実質賃金指数を除く)} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

基準数値とは、基準年における1か月当りの単純平均であり、後述のギャップ修正及び基準時更新を行った場合は改訂する。

$$\text{実質賃金指数} = \frac{\text{名目賃金指数(現金給与総額、定期給与)}}{\text{静岡県消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合指数)}}$$

### (2) 調査事業所の抽出替えに伴う新旧両調査の接続について(ギャップ修正)

事業所規模30人以上の事業所(第一種事業所)に係る調査は、経済センサスー基礎調査の調査結果によって把握した事業所を母集団として、約3年ごとに調査事業所の抽出替えを行っており、最近では平成24年1月に平成21年経済センサスー基礎調査の結果を用いて、標本事業所の抽出替えを行った。

調査事業所を交替すると新旧の調査結果にギャップ(差異)が生じるため、時系列比較が可能となるように指数を過去に遡って修正している。賃金指数及び労働時間指数は、平成21年2月分まで、常用雇用指数については平成18年10月分まで遡って改訂を行った。(増減率についても同様に改訂)

ただし、毎月の絶対的な水準を表す実数値については、改訂を行わないこととしている。公表されている対前年比は指数により行っているため、実数から計算した対前年比とは必ずしも一致しない。

なお、パートタイム労働者比率及び入・離職率についてはギャップ修正を行っていない。

### (3) 基準時更新について

基準時更新とは、指数の基準年を西暦年の末尾が0又は5の付く年に変更する改訂のことをいい、5年ごとに行う。この基準時更新では、作成している指数の全期間に渡って改訂を行うが、実質賃金指数を除き、増減率は改訂しない。現在の基準年は平成22年である。

### (4) 表章産業の変更について

表章産業については、平成22年1月分結果から平成19年11月に改定された「日本標準産業分類」に基づいて変更する。平成21年以前の結果との接続については別紙参照のこと。

なお、平成21年以前と接続しない産業の指数及び前年比については、算出ができないため、表中において「-」と表記している。増減率は実数から算出している。

(5) 年平均値の算出について

調査結果の実数の年平均値は、各月の数値を常用労働者数で加重平均することによって算出している。また、指数及び労働異動率の年平均値は、各月の数値を単純平均したものである。

(6) 調査産業計について

調査産業のうち、鉱業、砕石業、砂利採取業は調査事業所数が少ないため産業別数値を公表しないが、調査産業計には、実数、指数ともに含めている。

(7) 特別調査結果について

特別調査は、事業所規模 1～4 人の事業所を対象とした調査であり、第一種、第二種事業所調査を補完するものとして年一回実施している。(平成 24 年 7 月実施)

(8) 概要及び統計表利用上の注意

ア 概要及び統計表の中で「事業所規模 5 人以上」「規模 5 人以上」とあるのは常用労働者が 5 人以上の規模の事業所、「事業所規模 5～29 人」とあるのは常用労働者が 5～29 人の事業所、「事業所規模 30 人以上」「規模 30 人以上」とあるのは常用労働者が 30 人以上の規模の事業所のことである。

イ 統計表の符号は次のとおりである。

「－」 ……該当数字無し又は指数化されていない。

「0」 ……単位未満

「x」 ……集計事業所数が 2 以下又は当該産業に属する事業所数が少ないため、公表しない

ウ 就業形態別統計表の中で「一般」とあるのは「一般労働者」、「パート」とあるのは「パートタイム労働者」のことである。

エ 実数表の中のM一括分とは宿泊業、飲食サービス業中分類のうち、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業を、P一括分とは医療、福祉中分類のうち、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業を、R一括分とはサービス業(他に分類されないもの)中分類のうち、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業(別掲を除く)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業を一括表示したものである。

なお、「製造業」の中分類については下記の略称を用いて表示した。

番号	略称	産業中分類
E09,10	食料品・たばこ	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業
E11	繊維工業	繊維工業
E12	木材・木製品	木材・木製品製造業(家具を除く)
E13	家具・装備品	家具・装備品製造業
E14	パルプ・紙	パルプ・紙・紙加工品製造業
E15	印刷	印刷・同関連業
E16,17	化学、石油・石炭	化学工業、石油製品・石炭製品製造業
E18	プラスチック製品	プラスチック製品製造業(別掲を除く)
E19	ゴム製品	ゴム製品製造業
E21	窯業・土石	窯業・土石製品製造業
E22	鉄鋼	鉄鋼業

番号	略称	産業中分類
E23	非鉄金属	非鉄金属製造業
E24	金属製品	金属製品製造業
E25	はん用機械器具	はん用機械器具製造業
E26	生産用機械器具	生産用機械器具製造業
E27	業務用機械器具	業務用機械器具製造業
E28	電子・デバイス	電子部品・デバイス・電子回路製造業
E29	電気機械器具	電気機械器具製造業
E30	情報通信機械器具	情報通信機械器具製造業
E31	輸送用機械器具	輸送用機械器具製造業
E32,20	その他の製造業、なめし革	その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業

